



令和4年度 塩竈市国民健康保険 特別会計 決算状況



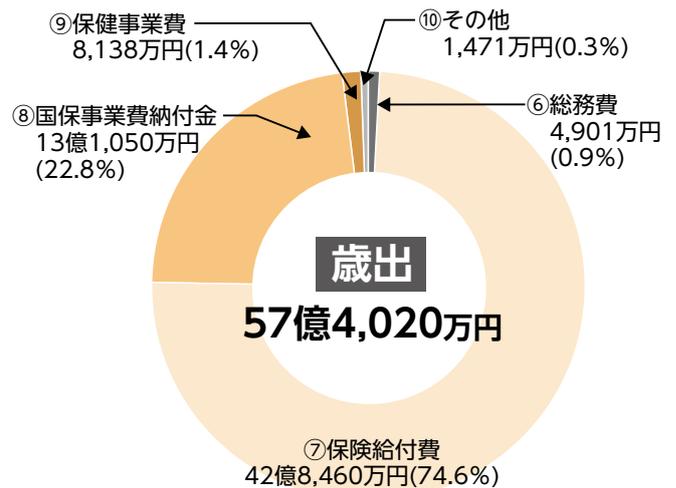
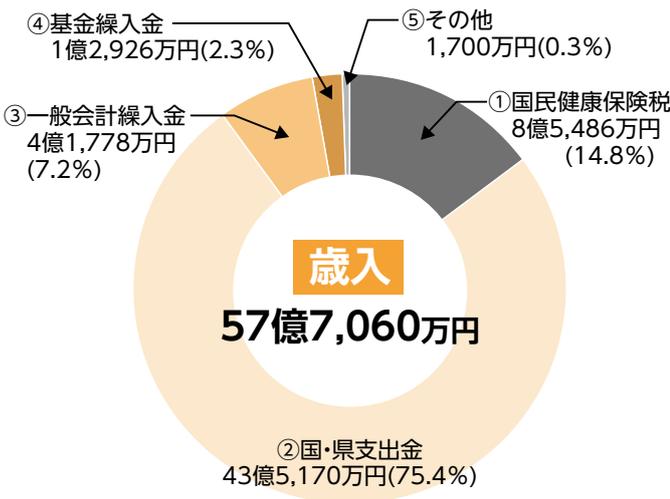
源 ねりかま

国民健康保険（以下、国保）は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など、他の健康保険に加入している方を除く全ての方が加入することになっています。

国民健康保険事業は、特定の収入（国保税 等）をもって特定の事業（医療給付や保健事業）を行うため、一般会計から独立した特別会計を設けて運営しています。

令和4年度の国民健康保険事業特別会計の決算が9月議会で認定されましたので、概要をお知らせします。

令和4年度 歳入・歳出の状況



① 国民健康保険税	被保険者が納付した保険税
② 国・県支出金	国・県からの負担金・補助金
③ 一般会計繰入金	市の一般会計からの繰入金
④ 基金繰入金	市の国保財政調整基金からの繰入金
⑤ その他	国保税延滞金、被保険者からの返納金 等

⑥ 総務費	国保会計運営にかかる事務経費 等
⑦ 保険給付費	保険で給付した医療費や高額療養費 等
⑧ 国保事業費納付金	県への納付金（保険給付費等の財源）
⑨ 保健事業費	特定健診や各種検診にかかる経費
⑩ その他	過年度分の保険税還付金、国・県支出返還金 等

【歳入の概要】

歳入のうち、国保税は全体の14.8%を占める8億5,486万円で、被保険者数の減少等により前年度比1,537万円(1.8%)の減収となりました。保険給付費に充当される県支出金は1億6,316万円(3.9%)、歳入不足を補てんする基金繰入金は4,739万円(57.9%)、前年度比で増加しました。

【歳出の概要】

歳出のうち、保険給付費は全体の74.6%を占め、前年度比1億7,645万円(4.3%)の大幅な増となりました。これは医療の高度化や高齢化、コロナの感染拡大等によるものと考えられます。保険給付費等の財源となる国保事業費納付金も前年度比2,417万円(1.7%)増加しました。

※歳入から歳出を差し引いた実質収支は3,040万円の黒字ですが、基金繰入金(1億2,926万円)を除いた実質単年度収支は、9,886万円の赤字となりました。

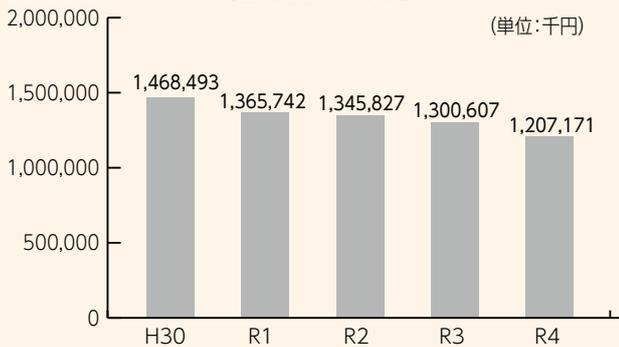
～医療費と国保税について～

平成30年度の改定(平均マイナス11.04%)以降、税率を変更せず、歳入不足を国保財政調整基金で補填しながら国保事業運営を続けています。

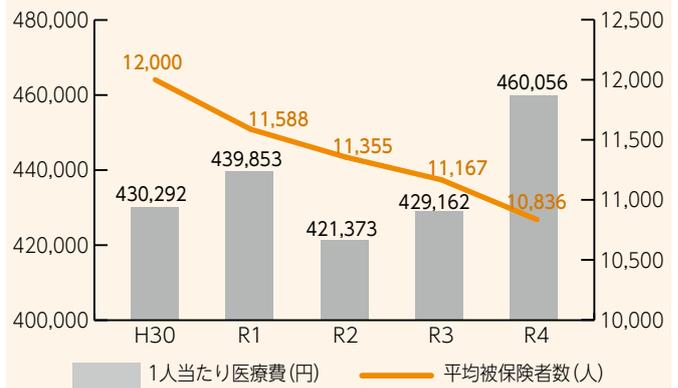
被保険者数が減少する中で、高齢化等により1人当たりの医療費が増加傾向にある一方、国保税は減少傾向にあります。そのため、各年度における基金の取り崩し額は増加しており、今後もこの傾向は続き、基金残高の減少が進むものと考えられます。

国保は、被保険者の皆さんで支えあって成り立つ制度です。誰もが安心して医療を受けられるように、安定的かつ持続可能な国保事業運営を行うためには、歳出に見合った歳入を確保する必要があります。国・県支出金の収入を確保し、基金も活用したうえで、適正な国保税率のあり方についての検討を始めてまいりますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

国保財政調整基金 残高の推移 (各年度の5月末)



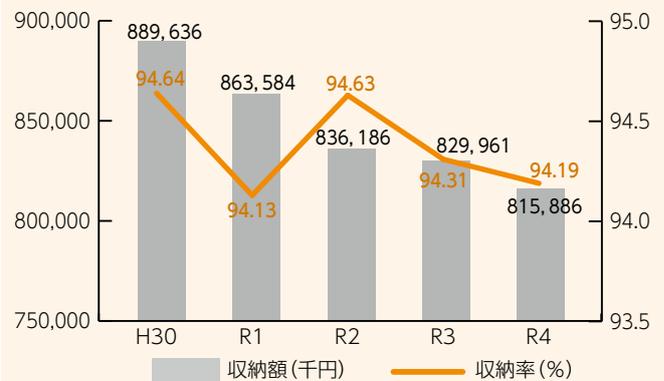
被保険者数、1人当たり医療費の推移



医療の高度化や高齢化の影響で、1人当たり医療費は増加傾向です。医療費抑制も喫緊の課題です。

※令和3年度県内13位/35市町村 (県平均396,445円)

国保税の収納額、収納率の推移 (現年度)



被保険者数の減少に伴い、国保税収入も年々減少しています。収納率向上へ向けた取組強化も重要な課題です。

※令和3年度収納率県内28位/35市町村 (県目標94.7%)

～国保事業の健全運営のために～

医療費節約のためにできること

- 特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげる
- 薬や検査が重複しないよう、複数の医療機関受診を避ける
- 医師や薬剤師に相談し、安価なジェネリック医薬品を利用する

問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497

国保税の納期内納付のお願い

納期内納付が安定的な国保事業運営につながります。口座振替であれば、納期限日に指定口座から自動引き落としされます。令和5年4月からWebでの申込みも可能になりました。納期内納付が難しい場合は相談ください。

問 税務課納税推進室 ☎355-5936



個別健診 実施中

～自分のからだは自分で守る～

12月15日まで個別健診を実施しています。対象の方には受診票を送付しています。年に1回は特定健診を受診しましょう。受診の有無が、令和6年度健康世帯表彰(※)の要件になります。

※前年度において以下すべてに該当する世帯。①国保税完納 ②療養給付を受けなかった ③特定健診等を受診(令和6年度から)

問 特定健診について 健康づくり課健康企画係 ☎364-4786

問 健康世帯表彰について 保険年金課保険企画係 ☎355-6497

産前産後期間の国保税免除について

令和6年1月から始まる制度です。産前産後期間4カ月分の国保税(均等割、所得割)が免除されます。令和5年11月以降出産予定の方が対象です。該当する方は届け出をお願いします。必要書類などは市ホームページを確認ください。



問 制度概要について
保険年金課保険企画係 ☎355-6497

問 免除の手続きについて
税務課諸税係 ☎355-5916

